

第Ⅰ回 占冠村の宿泊税に関する協議会会議録概要

開催日時 令和6年9月30日(月) 15時00分～

開催場所 占冠村総合センター2階 視聴覚室

次第Ⅰ 開会

次第Ⅱ 村長あいさつ

次第Ⅲ 議事

資料を使用し事務局から説明

■資料Ⅰ～資料Ⅱ

■資料Ⅲ

◆意見

北海道の内容と同じかどうか。免税点は設定しないとのことだが、課税免除は修学旅行のみか。

合宿はどうか。これも道はどうか。

◇事務局

同じ内容。免除は修学旅行と学校行事。

合宿は含めていない。道も同様。

◆意見

今後、道が変わった場合、それに合わせるのか、それともまた協議か。

◇事務局

北海道は現時点で、合宿についての課税免除はしないとしている。何かしらの支援を検討していきたいとしている。本村の場合、合宿で使われたという事例はあまり無い。制度としては、現時点では北海道に足並みを揃えていきたいと考えている。

◆意見

免税点を設定しないという事だが、先般、赤井川村で7,000円か8,000円という報道があった。

村の場合、商工会に加盟しているペンション、民宿など小規模事業者が1泊2食、10,000円くらい。素泊まりで6,000円から8,000円程度。例えば赤井川村並みに8,000円で免税できるようにすれば小規模事業者の徴収義務が発生しない。高齢の方が決済をするので事務が発生しないほうがいいのではないかと思う。

道があることもあるが、村は道と一緒に免税点なし。今後検討することはあるか。

◇事務局

検討の余地はあるが、現時点で基本的な村のスタンスとしては、免税点は設けないということでお諮りをしたい。

◇会長

北海道は全道の宿泊施設に対してなので、自治体で宿泊税を徴収しない場合でも、北海道には道の宿泊税を納めなければならないという仕組みが発生する。

北海道と占冠村の税の金額を同額にすることによって、納める方のわかりやすさ、事務をしていただく宿泊業者の方も同じ金額の方がわかりやすい。そういったことで金額を設定していく。

食事代は施設料とは異なると思います。アクティビティなどが込みの料金となることもあると思うので、その辺りの設定が必要になってくる。

◇事務局

免税点の基本的な考え方として、宿泊税を使った施策の効果というものが、宿泊料金の大きい、少ないに関わらず一定程度宿泊者の受益があるということなので、免税点は設けなくて広くご負担をいただきたいというのが、基本的な考え方。

◆意見

例えば宿泊客が拒否した場合は、道は施設負担になるとしているはずだが、これも同じで、事業者が負担するということではよろしいか。

◇事務局

そういったことが無いように事前周知などを進めていきたい。

◆意見

東京都へ旅行会社に宿泊とチケット、航空運賃を頼んで行く。ホテルに行ったら入湯税は150円別途現金で払う。「自分は風呂入らないから嫌だ」という人もいると思う。

入湯税も含めて、道は宿泊事業者が負担するものとしているが、そういうものか。

事業者側にしても、例えば8割のお客様に拒否されて自分たちで出さなければいけないというのはちょっと。拒否したらどうなるか、拒否できるということか。でも税金。その辺り調べて。

◇事務局

先行自治体があるので調べる。

長崎市の事例を見ると、事業者が自治体に負担はするが、その分は納税した宿泊者に「払いなさい」ということで求めていくということになる。

◆意見

それは拒否できるのか、できないのか。法律的に拒否はできないとなれば、ある程度

強制的に取るということは可能であるが、それがダメだということになれば、お客様から「ノー」と言われたら「はい」というしかない。事業者が負担になってしまう。

◇事務局

税金であるので、簡単に「払わない」で終わることではないと思う。いずれにしてもそこは調べる。

◆意見

グループ全体の話しが聞けていないが、昨今事前決済というのが導入されているので、その中に事前に徴収いただくことで、例えば5万円の宿泊だったら、食事を抜くと200円。私たちのところは4万9,800円。200円がその税と。そうなれば負担は出ない。宿泊料金は年々、上げ下げは当然あるので、そのあたりは持ち帰って他施設がどのようにやっているのか。これは現金でいただかなければならないということはあるのか。

◇事務局

それは無い。

◆意見

事前にいただくか、宿泊してからとかあるのか。

◇事務局

納期までに納めていただければということ。

◆意見

ほとんどのお客様は事前決済なので、現地で、追加でお買い上げいただく以外は現地の支払いが発生しない。宿泊代と一緒にお客様にお支払いいただくのであれば、そんなに問題は発生しないかもしれないが、現地に来て「税金です」と言ったら、外国のお客様が多いので支払う方もいると思うが、そこで「なんで払わなきゃならないんだ」となると、少し手間。事前決済ができるほうがオペレーション的にはやりやすいと思う。

◇会長

現金で取り扱うという施設のほうが、何らかのトラブルが発生しやすいという可能性が高い。

宿泊税特別徴収奨励金という説明が最後あったと思うが、北海道は今のところ3.5%、5年間という形になっている。この辺りのご意見があれば次回でも出していきたい。

条例施行の見直しについては、北海道も5年としているので、村としても、5年で見直しを行うということで提案をさせていただいた。

先ほど言っていた申告期限の関係については、徴収してから納付期限まで15日くらい

しか期間がないので、施設内のオペレーション、問題がないかというところもご検討いただきたい。北海道の導入時期は、現在のところ令和8年4月ということになっている。村もそれに合わせて令和8年4月との考え。

条例を作る制度を決めてから制度の周知とシステム改修の準備期間として約1年を考えている。北海道も今のところ令和8年4月開始としている。その情報を村としても取りながら進めていく必要がある。

■資料4

◇会長

宿泊税の目的と主な使途については、概ね大きな柱を立てた中で、観光に関連する事業に税を使っていこうということ。基本的には、村の予算は毎回村議会に上程して、そこで可決をいただいて、初めて予算執行がなされるという行政の仕組みがある。村議会のチェックを受けいろいろな事業が組まれると思うが、小さい事業項目を何十項目も立てるというよりは、大きな方向性の中で、それに見合った事業を行うために宿泊税を大切にに使わせていただくという考え方。

倶知安町としては、いただいた税金を大きな魅力向上とか、環境保全、観光インフラの整備といったものに充てている。こういった先行自治体があるので、参考とさせていただきながら、占冠村にあった税の使い方を今後模索していきたい。

特にトマムは外国人が非常に増えている関係で、従業員の日常生活でいろいろな問題が発生するとか、課題があると思うので、この中で課題解決できればと考えているので、その辺りも念頭に入れて事業を検討してまいりたい。

■資料5

◇会長

アンケートの関係で意見は。

◇事務局

アンケートは各事業者さんのところに説明をしながらお願いをしたいと考えている。次回のこの協議会までにアンケートを集計してお示しできればと考えている。

■資料6

■資料1から資料6まで

◆意見

宿泊料金には、食事だけではなくて、スポーツアクティビティも含まれているので、この辺は算出ができるのであれば、算出をしてその金額を元にといいのでよろしいか。

◆意見

食事でも三食の他に、アルコールが飲み放題であったり、食事の時間の他にも軽食を出したり、三食以外にもあるということと、その他にアクティビティなどいろいろな料金が含まれているので、その他の部分をどうするかというところ。

◆意見

宿泊料金についてはそれぞれ価格が決まっているので分けられるが、5万円と2万円の内訳を算出するのに少し時間がかかるかなというところで。調べられないことはなさそうだが、一日でどれくらいとかっていうのはすぐ出せると思う。

◆意見

納入申告書というのはどこに行けばもらえるのか。フォームというのはあるのか。今みたいに例えば宿泊者1万円未満が1,000人いました。ただ単に100円掛ける1,000円を出したらいいのか。それともいろいろな金額ごとに出さなければならないのか。事業者のほうで例えばこの3か月間、100円掛ける3,000人宿泊。そしたら100円掛ける3,000人。それでいいの。

◇事務局

素泊まり料金掛ける100円となる。
基本的には申告納入。

◆意見

それに対して少ないとか、多いとかというのは。

◇会長

例えば宿泊料金2万円で食事代が19,000円で、宿泊代が1,000円。これは明らかにおかしいよということになれば税金なので適正な設定が必要。

◆意見

そういう内訳が必要なのかということ。19,000円はいいんだけど、例えば100円か200円かの問題で、ただ2万円と5万円、それを分けて出さなければならないのか。それによっては事務量というのか。20から30人だったらいいんだけど、それを毎日分けて、出してというと相当な事務の煩雑化になるんじゃないかなという気がする。

◇事務局

その事務の具体的なやり方っていうのも、これから詰めていかなければならないところがあるので、今後検討が必要と考えている。

◇会長

導入している施設は、システム改修をすると、税の表示が明示できるのか。

◆意見

スタートして設定さえ決まってしまうと、多分明示できると思う。税区分ごとの宿泊者を調べるのは、厳密な数なのかオーソドックスにだいたいこれくらいでいいのか。

◇事務局

今のところはオーソドックスで。

システム改修はどれくらいの時間を要するのか。

◆意見

弊社は導入しているところがあるので、システムは一つなのでおそらくそれを使えばいいのと、トマム独自でやっているものがあるので、そこをどうしていくかというのがあるかと思う。おそらくそんなに難しくはない。

◆意見

北海道の税が発生して、占冠村の税というのは、それは占冠村の税だけで、それとも北海道の税も含めてか。

両方ということは例えば200円だとしたら、占冠税で200円、北海道税で200円、お客様の負担が400円になるということか。

◇会長

占冠村が北海道の税も一緒に集めて、その200円を北海道に納入するということ。

自治体によって金額が様々。100円なら100円のほうがわかりやすいのかもしれないが、そうなると、いただいた税金を使えるものが限られてくることになる。将来、10年、20年、30年後ずっと観光振興を推進できるような形にしていく必要がある。この10年くらいは、トマムリゾート中心に従業員が増え人口が増加傾向で、また高速道路の工事の作業員が入ってくるので大きく減らすことなくいけるかと思っている。それが終わって以降、気付いた時には村の人口だいぶ少なくなったというような事も想定されてくる。人が減り、税金が減り、施設が老朽化して、使えるお金が次第に小さくなっていく中で、それに代わりうる財源を求めて、計画的に村づくりを進めていかないと、将来の占冠村は無いという懸念もある。そういった意味で、法定外目的税となる宿泊税を村づくりのために有効に使わせていただきたいというのが趣旨。

ぜひご理解をいただいて、持ち帰って各企業内で、幅広いご意見を頂戴できればと考えている。

◆意見

新税導入の目的と主な使途という資料4。こちらにどのように使うとの記載があるが、これらに宿泊税が使えるかどうかというのは既に決めているのか。

◇会長

細かい事業に使えるかどうかというのは決まっていない。こういったものが想定されるというもの。

これは占冠村の税財源なので、自分の会社の中で「これを整備してほしい」という事ではなく、占冠村全体の観光を推進することを考える。それぞれの事業の内容は、それぞれ予算を立てて、議会に予算を出して審議をしていただいた上で適正に使っていくと。当然、観光事業者からもご要望があるかと思うので、そういったものについては、企画商工課に寄せていただいて、毎年事業立てする時に実施したほうがいいとなれば取り入れていくことはできるかと思う。

◆意見

一つ気になるのが、赤井川村でインフラ整備と出ていたのが、国に宿泊税を申請するタイミングで国からインフラ整備には使えないというような感じで、目的を変えなければならぬというような話しがあった。この目的はどのようなかなど。

◇事務局

ここで言うのは、観光振興するためにこのインフラが必要だということで、そのために宿泊税を充当するという協議をしていきたい。

■資料7

◆意見

12月に例えば、条例案を議会に上程されて仮に可決されたということになると、来年の4月下旬から事務説明会の予定と今後の日程にある。3月なり2月なりに前倒しは考えているのか。

事業者はおそらく議会の議決を新聞なんかで見るとは。もし私が事業者だったら、もっとはやく説明会開いてと言いたくなる。

◇事務局

来月中にそれぞれのところにアンケート依頼に説明に行くということ。

集計して次の協議会にはお示しできるようにする。

ここでいう事務説明会とは、全部決まってからの具体的な手続きなどの説明で、あまり時間空けないように事務は進めたいと考えている。

■他

◇会長

1点だけお諮りしたい。冒頭事務局から協議会の内容をホームページで公表させていただくという話しをさせていただいた。会議の公開方法について、この会議でお諮りを得て決定することに要綱上なっている。公開でやった方がいいのではないかと、

非公開の方がいいのではないかと、ご意見を伺いたい。

◇事務局

一語一句ではなく、内容を公開。発言も個人の氏名は出ないようにする。

◇会長

企業も話しづらいとか、いろいろな問題があると思う。最終的に整理してホームページに内容を出させていただくので会議は非公開で行う。会社や団体でもう一人出席させたいという希望があれば事務局に伝えていただきたい。

終了